

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p>	<p>第4条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、取引を行う目的、およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</p> <p>【下記「7.」を追加】</p> <p><u>7. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>
<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報をカード券面上に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。</p>	<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード<u>券面</u>に印字または登録した会員の申込区分に応じたカード（以下家族カードを含む）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。本会員は、カード発行後も、届出事項（第4条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下「提携会社」という）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があり、その場合、当社より新たな<u>カード</u>を発行し、貸与します（ただし、<u>カード券面はデザイン等が変更される場合がある。</u>）</p>
<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カード及びカード情報はカード券面上に印字された会員本人以外は使用できないものとします。</p>	<p>第6条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>2. カードの所有権は当社に属し、カード及びカード情報はカード<u>券面</u>に印字または登録された会員本人以外は使用できないものとします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第7条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</p>	<p>第7条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、<u>カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</u>ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合および当社が定める一定期間カードの利用が認められない場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</p>
<p>第11条（カードの再発行）</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第11条（カードの再発行）</p> <p>当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、本会員が当社所定の<u>方法で届け出を行い、</u>当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第13条（会員保障制度）</p>	<p>第13条（会員保障制度）</p> <p>【下記⑦追加、以降項番繰り下げ】</p> <p><u>⑦ 会員が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員の過失に起因する場合</u></p>
<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p>	<p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>【下記「10.」追加】</p> <p><u>10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由により会員資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に<u>該当したことが判明した場合</u>、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条（会員資格の取消）</p>	<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>【下記「3.」追加、以降項番繰り下げ】</p> <p><u>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</u></p>
<p>第31条（リボルビング払い）</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。但し、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p>	<p>第31条（リボルビング払い）</p> <p>②いつでもリボ：事前に本会員が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日（支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ）時点におけるカードショッピング利用<u>代金</u>が、本条に基づき本会員が指定した支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合には当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。但し、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第32条（分割払い）</p> <p>4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月および8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りの利用金額の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りの利用金額50%以内で指定することができます。</p>	<p>第32条（分割払い）</p> <p>4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月および8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りの利用金額の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りの利用金額<u>の</u>50%以内で指定することができます。</p>
<p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。 ※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の VJ 紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ 紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p>	<p><ご相談窓口></p> <p>2. 宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。</p> <p>5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記の VJ 紛失・盗難受付デスクまでお願いします。</p> <p><VJ 紛失・盗難受付デスク></p> <p>フリーダイヤル 0120-919456</p> <p>上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。</p> <p>東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530</p> <p>※<u>カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。</u></p>
<p>（2023年6月改定）</p>	<p>（<u>2024年4月</u>改定）</p>

個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債及び収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報及び当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）並びにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>①申込み時または入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、<u>当社届出電話番号</u>の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）並びにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>
<p>第9条（規約等に不同意の場合）</p> <p>当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本会員規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。</p>	<p>第9条（規約等に不同意の場合）</p> <p>当社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または<u>本規約</u>の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。</p>
<p>ほくほくフィナンシャルグループにおける個人データの共同利用に関する同意</p> <p>① 属性に関する情報</p> <p>住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、勤務先、役職、電話番号、家族構成、住居情報、電子メールアドレス等のご連絡先等の会員等に関する情報等</p>	<p>ほくほくフィナンシャルグループにおける個人データの共同利用に関する同意</p> <p>① 属性に関する情報</p> <p>住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、勤務先、役職、電話番号、家族構成、住居情報、電子メールアドレス等のご連絡先、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>等の会員等に関する情報等</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為または<u>虚偽の申告が判明した場合</u>、当然に貴社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします</p>
(2023年6月改定)	(2024年4月改定)